

# 学びと就労と社会参加の支援

同じ病気であっても、  
患者さんの年齢や社会的環境によって  
心配ごととは異なります。

ここでは主に AYA (Adolescent and Young Adult 思春期と若年成人)  
とよばれる若い世代の患者さんが  
**今と将来を考える時に役立つような情報を集めました。**

**もちろん、他の世代の方にとってもご参考となれば幸いです。**

別冊の「療養生活を支えるノート」  
も合わせてご参照ください。

ご質問・ご相談は医療ソーシャルワーカー  
まで気軽にお寄せ下さい。

大阪市立総合医療センター  
医療ソーシャルワーカー (MSW)

2018.7.作成  
2024.3.改訂

## ◆学習や学校のこと◆

長期入院によって、学校生活が中断されてしまった時、病院スタッフや院内学級の先生が、地元の学校や関係機関などと連携して支援しています。

### Q. 院内学級は小・中学校のみですか？

- ・高校の院内学級については、全国的にもほとんど設置がないのが現状です。(H30年現在)
  - ・小・中学校に関しては、当院にも院内学級があり、たとえ短期間(1週間など)であっても籍を移して学べます。
  - ・他府県の方や私学の方も対象です。
- 原籍校から院内学級に連絡の上、転校手続きをしてもらいます。(退院時には逆の手続きをして原籍校に戻ります。)  
主治医の許可も必要ですので、確認の上、原籍校にご相談下さい。

### Q. 高校生への入院中の学習支援は？

教員派遣やオンライン授業など、自治体や学校ごとに大きく異なるのが現状です。どんな支援をしてもらえるか、まずは学校にご確認下さい。必要に応じてMSWも学校と連携し、例えば分身ロボット(右写真)を教室に設置して、病室からリモートで学校参加する提案もできます。



\*大阪府は補助金も出してくれました。

#### 【大阪府】府立高校長期入院生徒学習支援事業

(対象)大阪府立高校在籍生  
病気やけがで30日以上入院を要する方  
\*学校の先生と勉強した時間は、単位認定されます。

#### 【京都府】小児慢性特定疾病児童等学習支援事業

(対象)京都府立高校在籍生  
主治医が30日以上入院を要すると判断した方

### Q. 院内学級以外の学習支援の場は？

#### 【ゴールドリボン e 学習室】

・入院中の中学生以上の患者さんが自由に使える学習部屋です。すみれ7病棟の奥にあります。  
→ご希望の際は各病棟看護師にご相談下さい。

#### 【てらこや】

・療育相談室の教員と大学生ボランティアの支援を受けながら宿題をしたり学習したりできる場です。  
・入院・外来問わず利用できます。  
・入院中の場合、学生さんの都合がつけば、病室に訪問してもらうことも可能です。  
・毎週金曜 13:30~16:30 2F多目的室にて開催。  
→主治医や療育相談室教員、MSWにご相談下さい。

#### 【療育相談室】

・専門の教員が、学校に関することの相談に乗っています。  
→すみれ7病棟の奥にあります。

#### 【オンライン院内学級 KA・YO・U (かよう)】

・今までと同じ学校に通う、先生と子供の心が通うことを願って、難病のお子さんをもつ方が立ち上げた事業です。  
1ヵ月以上入院予定の方は無償でレッスンが受けられます  
→「エイドネット病児」でご検索下さい。

### Q. 受験を控えています。

院内学級や原籍校の先生方はもちろん、医師も可能な限り受験日程を考慮した治療計画を立てるなどの配慮をしています。  
学校によっては院内学級などで受験できる場合もありますので、安易にあきらめる必要はありません。

しかし状況によっては、無理をしすぎずに翌年に見送る方が本来の力を発揮できる場合もありますので、いずれにしても主治医や医療スタッフ、教員らとよく相談しながら進めてください。

### Q. 院内学級での学習は復学後の成績に反映してもらえるの？

院内学級と原籍校の先生が連絡をとりあい、例えば授業の進み具合を確認したり定期考査を取り寄せたりして、できるだけ不利にならないよう、原籍校に評価してもらっています。

### Q. 治療後スムーズに復学できるか心配…

必要に応じて復学カンファレンスを開催しています。  
具体的には、原籍校の先生方に病院に来てもらい、ご本人ご家族も同席のもと、主治医・看護師・院内学級の先生などから、入院中の様子や、復学後の治療計画、集団生活における注意点などを説明した上で、それぞれの不安や疑問を解消できるよう情報共有や意見交換する場です。(院内学級に通っていない場合は、療育相談の教員やMSWが調整したりしています。)



通う側も、受け入れる側も、安心できるように準備し、復学後も必要に応じて支援していきます。

### Q. 小児がんの子どもへの奨学金はある？

#### 【アフラック小児がん経験者がん遺児奨学金】

高校生対象。返還不要。月25000円支給。  
→がんの子どもを守る会へご確認ください。  
本部：03-5825-6312 大阪：06-6263-2666

#### 【はばたけ！ゴールドリボン奨学金】

大学生向け。返還不要。月40000円支給。  
→ゴールドリボン 03-3952-2640 へご確認ください。

#### 【キーエンス財団 大学生向け奨学金・応援給付金】

返還不要。月80000円。応援給付は30万円。  
→「キーエンス財団」でご検索ください。病气や親の所得は不問です

### Q. 通学や外出にサポートが必要そう…

下表のような支援がありますが、通学や通勤は「長期的に続くものを公的負担でカバーしきれない」という観点から対象外とされています。なので、多くの場合は社会福祉協議会などに相談し、ボランティアにお願いしたりしているのが現状です。  
\*市町村独自の支援策がある場合もありますので、まずは役所にご確認ください。

	移動支援	重度訪問介護	同行援護	行動援護	居宅介護
移動の目的	社会生活上欠かせない外出(銀行など)や余暇活動、社会参加(習い事など) *通学・通勤は原則対象外				通院や役所での手続きなど
対象者・条件	障がい者等であって、市町村が認めた者  例…肢体不自由者等で障がい区分2以上等	重度障がい者 ・身体 ・知的 ・精神  障がい区分4以上 *大学への通学支援あり	重度障がい者 ・視覚	重度障がい者 ・知的 ・精神  障がい区分3以上 他条件あり	障がい者 ・身体 ・知的 ・精神  障がい区分1以上

\*いずれの支援も原則障害者手帳の取得が必要です。  
\*表内の「障がい区分(障害支援区分認定)」は、原則障害者手帳をお持ちの方が役所で申請することで認定されます。軽度1~重度6まであります。

## ◆障がい福祉サービスとしての就労支援◆

就労支援は、障がいの有無に関わらず、すべての人が活躍できる社会を目指して、国が積極的に推進している施策です。

特に、障がい者雇用は年々増加しており、様々な支援メニュー・相談機関があります。

“自分の得意なことや能力を発見し、伸ばしていくこと”を助けてもらえるような制度や事業所が見つかることを願って支援していきたいと思います。

### Q.どんな種類があるの？

障害者総合支援法の障がい福祉サービスに位置づけられる就労支援としては、以下の3つがあります。状況に応じて、スタートラインとして適した事業所を選べばよいと思いますが、主治医や関わっているスタッフからの意見も参考に決めていただくことをお勧めします。訓練によって、カと自信がついてくれば、ステップアップも可能です。

	①就労移行支援事業	②就労継続支援A型	③就労継続支援B型
対象者	約2年間の訓練によって一般企業への就労が見込める方	雇用契約による就労が可能の方	雇用契約による就労が困難な方
雇用契約	なし	あり	なし
利用期間	2年間	制限なし	制限なし
賃金など	作業に対する工賃支給あり	最低賃金以上の給料支給や社会保険の加入あり 【平均給料】 月83551円 時給947円 *2022.厚労省調べ	作業に対する工賃支給あり 【平均工賃】 月17031円 時給243円 *2022.厚労省調べ

### Q.どんなことをするの？

どの事業においても、実際の作業訓練などで、体力や集中力、コミュニケーションなどの向上を目指し、仕事に必要なマナーやパソコン技能など社会に出て働くために役立つスキルを身につけていきます。またA型やB型については、ご本人の状況によって、生活訓練やリハビリ、社会参加の場としても活用できます。



### Q.就職活動も手伝ってくれるの？

どんな仕事に向いているのか、どんな就職先があるのか、ハローワークなど関係機関とも連携しながら支援してくれます。また、就職活動に必要な履歴書の書き方や面接の受け方なども指導してくれます。

### Q.就職しても続けられるか不安…

#### 【④職場定着支援】

- ・就労移行支援などを利用して一般企業に就職した方が、長く働き続けられるよう関係機関と連携して一定期間フォローアップしてくれます。
- ・具体的には、職場や自宅に訪問し、生活リズムや体調の管理に関する助言を行ったり、ご本人と企業双方の不安を解消できるよう相談支援を行ってくれます。

### Q.今すぐ就労支援を受ける自信がない…

#### 【⑤自立訓練（生活訓練）】

- ・通所型と宿泊型があり、概ね2年間の訓練です。
- ・日常生活に必要な知識や技能を身に着けたり、生活リズムを整えたり、コミュニケーション力をつけたりすることで、自立した日常生活が送れることを目指します。

### Q.①～⑤はどうすれば利用できるの？

- ・身体・知的・精神・発達の障がいや、難病をお持ちの18才以上の方が対象です。
  - ・市区町村に申請し、障がい福祉サービス受給者証を発行してもらいます。
  - ・障がい者手帳や難病・小児慢性特定疾病の医療証等があるとスムーズに申請できますが、**手帳がなくても医師の診断書があれば申請できる場合もあります。**（特に精神や発達の障害の方など）
- MSW や後述の相談機関などにご相談ください。



### Q.①～⑤の利用料は？

障がい福祉サービスの提供費用の1割を利用者が負担しますが、その方の世帯収入によって月額上限額が決められています。多くの方が、無料で通所されています。

区分	世帯の収入状況 *ここでの世帯は、本人と本人の配偶者で親は含みません	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般1	市町村民税非課税世帯 (世帯年収約600万以下)	9300円
一般2	上記以外の世帯	37200円

(2023年現在)

- \*負担額は変動します。事業所や市区町村でご確認下さい。
- \*各事業所で別途費用や宿泊費などがかかる場合もあります。

### Q.給料や交通費はもらえるの？

別表にあるように、就労継続支援A型については、雇用契約を結んで働き、**最低賃金以上の給料**が支払われます。その他の事業についても、**実際に従事する生産活動に応じた工賃などが支給**されます。事業所によっては交通費の支給も行っています。

## ◆障がい福祉サービス 以外の就労支援◆

### Q. どんな支援があるの？



#### 【障害者委託訓練】

企業やNPOなどが受託して、多様な職業訓練を実施。  
在宅で受けられるものもあります。

給与：支給なし 利用期間：概ね3カ月間

\* 医師の意見書などがあれば、手帳がなくても受講できる場合あり  
→窓口はハローワーク。

#### 【障害者トライアル雇用事業】

雇用契約を結んで働き、適性を判断し、本採用に繋げる目的  
給与：支給あり 利用期間：原則3カ月間

\* 約8割が本採用に結び付くとの報告もあります。  
→窓口はハローワーク。

#### 【職場適応援助者（ジョブコーチ）支援事業】

職場にジョブコーチが出向き、対象となる方と企業及び家族に  
対し、個別的具体的に助言や支援を行い、職場への適応や  
定着を手助けしてくれる事業です。

→窓口は障害者職業センターですが、すでに利用している  
「就労移行支援事業所」などからの派遣もあります。

◆その他「チャレンジ雇用」「精神障害者ステップアップ雇用」など様々あります

### Q. どんな相談先があるの？



#### 【ハローワーク】

厚労省が運営する、就職に関する総合的な相談機関です。  
単なる職業紹介だけでなく、病気や障害（手帳の有無を問わず）  
があることを伝えることで、個別に専門的な支援を受けること  
もできます。状況に応じて、職業訓練校や各種支援機関  
につないでくれたりしますので、積極的に活用してください。

#### 【わかものハローワーク】

概ね35才未満で、正社員（障害者枠でない）を目指す方  
を対象としたハローワークです。各都道府県に1か所程度設置  
され、大阪なら梅田と阿倍野にあります。

#### 【地域若者サポートステーション（愛称：サポステ）】

働くことに悩みを抱えている15～49才の方が利用  
できます。相談だけでなく、各種セミナーや就労体験、パソコンなどの技能  
訓練を行ったりしているところもあり、身近に利用できます。  
厚労省が各都道府県に設置し、大阪府には9か所あります。

「OSAKAしごとフィールド」大阪市中央区  
などの名称がついています。

#### 【地域障害者職業センター】

各都道府県に最低1か所以上（大阪府では2か所）設置  
され、職業適性を評価し、ハローワークなどとも連携して円滑な  
就職活動や適切な職業選択が行えるよう、相談や助言等を行  
います。

#### 【障害者就業・生活支援センター】

全国330か所以上、大阪府内は18か所ほど設置されて  
おり、就労支援事業所やサービスを選ぶ支援もしてくれます。  
仕事の斡旋はしませんが、ハローワークへの同行や生活面も  
含めたトータルな支援を行っています。

#### 【相談支援事業所】

障がいを持つ方や子どもが、障がい福祉サービスを利用するた  
めに事業所を紹介したりサービス計画を立ててくれます。  
市区町村で障害福祉サービス受給者証を発行してもらい、障  
がいの程度に応じた計画が立てられます。

◆この他にも地域によって相談できる場所があります。

### Q. 障害者手帳を持つことに抵抗があります 他人に知られたりするの？



- ① 戸籍や住民票に記されることはありません。
- ② マイナンバー照会によって会社等が知ることもできません。
- ③ 本人が提示しない限り会社等に知られることはありませんし、開示する義務もありません。

「プライバシーに配慮した障害者の把握・確認ガイドライン」(厚労省) 参照

- \* ただし、あくまでも業務を安全に遂行できると判断し、体調管理に  
も支障がないと判断した場合です。
- \* 会社にも、自分の心身のことを知ってもらった上で必要な配慮を受  
ける方が、安心して働き続けられるとも思います。

### Q. 手帳取得のメリット・デメリットは？

- ① 手帳は、サービスや支援を受けやすくするための利用資格とし  
て、使いたい時に提示して活用できます。
- ② 手帳取得者は法定雇用率に算定されるため、障害者枠への  
応募もできます。
- ③ 交通機関や公共施設の割引、税金の軽減もあります。
- ④ デメリットと言えるようなものは思い当たりませんが、ご本人が  
抵抗感を持ったまま申請すると、メリットを生かせません。  
\* 社会参加や自立のためのお守りとして、必要に応じて活用してほ  
しいと思います。

### Q. 実際に就労できるの？仕事はある？

- ① 自治体や企業（従業員概ね50人以上）は障がい者（手  
帳取得者）を、法定雇用率（概ね2.5%）以上雇う義務  
があります。なので障がい者を雇いたい企業は増えています。  
\* 例えば、大阪市民病院機構においても障害者枠での募集を行  
っています。ハローワークにて求人情報を確認いただけます。
- ② 国や自治体は、障がいがある方の就労機会の促進のため、就  
労支援事業所などから優先的に物品等を調達するよう定めら  
れています。「障害者優先調達推進法」  
\* 実際に私たち病院職員も、名刺の発注などを行っています。

### Q. 学校や就労以外の社会参加の場は？

#### 【放課後等デイサービス】

日常生活上の支援や訓練、創作的活動や学習、地域交流な  
どの場で、様々な特色をもった事業所があります。

例) 習い感覚で音楽や体操などのプログラムがある。  
就労を見越した訓練を重視する。

[対象] 障がいや発達特性のある6～18才までの子供  
(手帳がなくても、医師の意見書などがあればよい)

[利用方法] 手帳や意見書などをもって市区町村に申請し、  
通所受給者証を発行してもらう。  
相談支援事業所でも相談に乗ってくれます。

[費用] 1月に利用できる回数や上限負担額は市区町村にて  
決定されます。  
\* 概ね1日1000円程度。上限負担額は、前年課税所  
得890万円までの世帯で月4600円程度、それ以上  
の世帯で月37200円程度

#### 【精神科デイ・ケア】

人と交流したり、ひきこもりを予防したり、就労に向けての訓練を  
行ったりする場です。

[対象] 発達障がい・てんかんも含む全ての精神疾患の方

[利用方法] 精神科で診断書を書いてもらい、市町村に申請し、  
自立支援医療受給者証を発行してもらう。

[費用] 上記受給者証にて1割負担で利用できます。  
\* 昼食付きで概ね1回1000円程度  
本人所得や重症度などによって、上限負担額が  
設定されています。

\* 負担額は目安ですので事業所や市町村窓口でご確認ください